

大分県母子・父子福祉センターの指定管理者の任意指定に係る外部有識者による評価について

令和7年10月31日

大分県福祉保健部こども・家庭支援課

1 任意指定の相手方

- (1) 名 称 一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会
(2) 代表者 理事長 高山 やよゐ
(3) 所在地 大分市大津町2丁目1番41号

2 意見聴収の実施日程等

- (1) 実施日 令和7年8月28日(木)
(2) 会 場 大分県庁舎新館13階134会議室

3 外部有識者

- 松本 由美 委員 (大分大学福祉健康科学部 教授)
下山 敬寛 委員 (国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局 別府重度障害者センター 所長)
水谷 トシエ 委員 (大分県地域婦人団体連合会 会長)
光田 加壽子 委員 (税理士)

4 評価結果

審査基準	審査基準における評価項目	配点	項目得点
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 (2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	24点 ×4人 =96点	79.50
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果 (2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	28点 ×4人 =112点	64.50
3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	20点 ×4人 =80点	60.00

4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2) 安定的な運営が可能となる人的能力 (3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤 (4) 事業及び施設の運営実績	28点 ×4人 =112点	85.00
計		100点 ×4人 =400点	289.00

5 意見聴収結果

一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会を指定管理候補者とし、サービス改善提案事業についても当該団体の提案どおり採択することが適当であるとの意見で一致。

[付帯意見]

- ①相談件数は年々増加しているが、対応が難しいケースであっても市町村や関係機関につなぐなど適切に対応している点が評価できる。
- ②会議室や研修室に比べて和室の使用件数が少ないので、和室の有効活用を検討してもらいたい。

6 所管課の意見

一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会は、県内各地域のひとり親家庭支援団体を構成員としひとり親家庭等の状況及び生活実態に精通しているとともに、相談業務等に対応する優れた人材を有しており、また、ひとり親家庭等の福祉の増進のための事業を受託していることから、これらと一体的な支援に取り組むことが可能であることから、当該団体を指定管理候補者とするのが適当である。